

道の駅「花火館（仮称）」事業実施計画策定業務委託 簡易評価型プロポーザルに関する説明書

1 委託業務の名称

観事委第1号 道の駅「花火館（仮称）」事業実施計画策定業務委託

2 目的

本業務は、国道8号沿いの長岡市川西地域における道の駅として、長岡花火を核に多様な地域資源を毎年PRする情報発信拠点施設「花火館（仮称）」を整備するため、平成28年度に実施した地域資源発信拠点整備検討委員会での検討結果を踏まえ、基本的な条件・課題を抽出、検討し、整備方針を整理した後、整備予定地の測量を行い、基本（概略）設計を含めた実施計画を策定する業務を委託するものです。

このプロポーザルは、本業務の委託業者を選定するために行います。

3 業務の概要

【委託概要】

(1) 道の駅「花火館（仮称）」事業実施計画の策定

ア 事業実施計画策定に係る前提条件の整理

- (ア) 対象となる区域の整理（土地利用状況、交通条件、インフラ、地形等を含む）
- (イ) 立地条件の整理
- (ウ) 関係する法令・条例や整備課題の整理

イ 事業実施計画の策定

- (ア) 導入機能の検討
- (イ) 施設規模、配置、動線計画の検討
- (ウ) 施設の管理運営方針の検討
- (エ) 概算事業費
- (オ) 事業スケジュール
- (カ) 平面図・立面図・パース作成

(2) 対象区域の現況測量及び用地測量の実施

ア 現況測量（耕地：平地）

- (ア) 4級基準点測量 20箇所
- (イ) 現地測量 縮尺1/500 A=50,000m²

イ 用地測量 縮尺1/500 A=22,000m²

(ア) 作業項目

- | | | | |
|--------------|-------------|----------------|--------------|
| a. 作業計画 | b. 公図等の転写 | c. 地籍測量図転写 | d. 土地の登記記録調査 |
| e. 復元測量 | f. 境界確認 | g. 土地境界立会確認書作成 | h. 補助基準点の設置 |
| i. 境界測量 | j. 用地境界仮杭設置 | k. 境界点間測量 | l. 面積測量 |
| m. 用地実測図原図作成 | | | |

(3) 土木に関する基本（概略）設計の実施

- (4) 事業認定申請図書等（相談用資料・申請図書）の作成
- (5) 土木・建築の設計及び工事一括発注に係る要求水準書の作成
- (6) 直轄国道への乗り入れ等、関係機関との協議に必要な資料の作成

【配置予定技術者に対する要件】

- (1) 配置予定技術者の資格等
 - ア 管理技術者
 - ・ 技術士（総合技術監理部門）
 - ・ 技術士（建設部門）
 - イ 照査技術者
 - ・ 技術士（総合技術監理部門）
 - ・ 技術士（建設部門）
- (2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績
 - ア 同種業務：「道の駅」に関する施設の整備計画策定、基本設計等
 - イ 類似業務：観光等情報発信施設、地域振興施設等の整備計画策定、建築設計業務等

【成果品】

報告書（A4版簡易製本）2部、電子データ（CD-R）1部

4 業務対象区域

敷地面積 約2.5ha（国道8号沿線、川西地域 候補地選定中）

5 委託契約期間

平成29年7月中旬（予定）から平成30年3月31日まで

6 委託料

24,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

（示した委託料の額は平成29年度予算額であり、予定価格ではありません。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考します。

8 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (8) 建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）をしている者であること。
 - (9) 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者であること。
 - (10) 複数者共同で提案に参加する場合は、共同体の代表者は上記（1）から（9）までの要件を全て満たし、代表者以外の事業者は上記（1）から（7）までの要件を全て満たしていること。
- なお、重複参加は認めない。

9 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

『道の駅「花火館（仮称）」事業実施計画策定業務委託に関するプロポーザル実施説明書』等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成してください。

本プロポーザルは『観事委第1号 道の駅「花火館（仮称）」事業実施計画策定業務』における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容並びに成果品の一部の作成及び提出を求めるものではありません。

具体的な業務は、契約後、提案書に記載の内容を踏まえた上で、本市と協議しながら行うものとします。

(2) 提案書の作成方法

下記事項について、資料を作成してください。

ア 会社概要（様式なし）

- (ア) 社名
- (イ) 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- (ウ) 資本金
- (エ) 従業員数（本社、支社、支店、営業所等別）
- (オ) 業務内容

イ 業務実施体制（様式3）

本業務の実施体制を記載してください。

また、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容と予定される再委託先を記載してください。

ウ 業務管理技術者の経歴（様式4）

本業務の業務管理技術者について、氏名及び所属・役職、経歴、類似業務の実績（3件まで）、新潟県内での業務実績等を記載してください。

エ 業務管理技術者の過去5年間の類似業務実績について（様式5）

予定される業務管理技術者が過去5年間に従事した類似の業務実績のうち1件について記載してください。なお、当該実績がない場合は「なし」と記載してください。

オ 業務費用見積り（様式なし）

カ 業務スケジュール（様式なし）

キ 取組方針や業務実施手法等について（様式なし）

(3)に規定する書式により、取組方針や実施手法、検討の素案、作業体制、工程等についての提案を記載してください。

なお、提案書の作成にあたっては、最低限、下記テーマに対する取組方針を記載してください。

- ・ 本業務に取り組む基本的な考え
- ・ 策定までの視点や作業工程

(3) 提案書の書式等

ア 提案書の用紙サイズは全てA4判とします。

イ 提案書は、表紙を添付のうえ、一式を縦版左上1箇所ホチキス止めとし、5部提出してください。表紙の様式は任意とし、記載事項は、業務名、会社名とします。

ウ (2)キの取組方針等については10ページを上限としてください。

10 プロポーザル参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により「プロポーザル参加表明書」（様式1-1又は1-2）を提出してください。

(1) 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限り、提出期限必着）、FAX又は電子メールとします。

ただし、FAX又は電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

(2) 提出先 長岡市観光・交流部観光事業課

住所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2221

FAX 0258-39-3234

e-mail matsuri@city.nagaoka.lg.jp

(3) 提出期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで

11 質問書の受付及び回答

本説明書の内容に関する質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式2）により行うものとし、FAXまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可とします。電話による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記してください。

- (1) 質問の受付及び回答課 長岡市観光・交流部観光事業課
- (2) 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から、平成29年6月23日（金曜日）午後5時まで
- (3) 質問の回答書 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成29年6月27日（火曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答します。

12 提案書の提出

提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）すること。
- (2) 体裁 片面印刷とし、左上1箇所ホチキス止めしてください。
- (3) 提出先 長岡市観光・交流部観光事業課（参加表明書提出先に同じ）
- (4) 提出期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時まで

13 プレゼンテーションの実施

次の日程でプレゼンテーションを実施します。

- (1) 期 日 平成29年6月30日（金曜日）
プレゼンテーションの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。プレゼンテーションの順は提案書の提出順とします。
- (2) 会 場 まちなかキャンパス長岡 5階交流ルーム
- (3) 実施要領 プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は配置予定の業務管理技術者としてください。

14 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める本業務の簡易評価型プロポーザル提案書評価要領に基づき、本プロポーザルの参加者のうち、次の全ての要件に該当するものの中から、提案書、プレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションに参加していること。

15 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた方は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その理由の説明を

書面で求めることができます。

16 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、返却しません。
- (3) 選考した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するもの
とします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長
岡市条例第33号）に基づき提出書類を公開することがあります。

担当：長岡市観光・交流部観光事業課
〒940-0062
新潟県長岡市大手通2-6
フェニックス大手イーストビル6階
電話 0258-39-2221 / FAX 0258-39-3234
E-mail matsuri@city.nagaoka.lg.jp